

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟―控訴審―

No. 24
2022 年 9 月

2022 年 9 月 14 日（水）、札幌高等裁判所で、原発事故損害賠償・北海道訴訟 控訴審第 7 回口頭弁論が行われました。傍聴には 30 名ほどの方が来いました。6 月最高裁判決の後の裁判だからなのか、報道や関心の高い市民の方が多かったように思います。

■ストレスアンケートに基づく主張

弁護団は今年に入ってから、国立民俗学博物館名誉教授である竹沢尚一郎氏を中心として作成した「原発賠償北海道訴訟原告の精神的苦痛に関する意見書」を証拠として提出しています。この意見書は、原告の方々に回答いただいたアンケートをもとに作成されたものです。この日の裁判では、この意見書をもとに、原告の精神的損害についての主張を弁護団が口頭で行いました。そして、弁論の最後に「竹沢意見書の結果は、すでに提出している辻内意見書と共通する。2つの意見書は信頼性の高いものであり、原告の精神的損害の算定に十分考慮すべきものであることを明らかにしている」と伝えました。

「辻内意見書」とは、埼玉や東京の原発事故訴訟で提出された意見書で、早稲田大学人間科学学術員教授の辻内琢也氏を中心に行った調査研究をもとに書かれたものです。北海道訴訟でも、第一審でこの意見書を提出していましたが、北海道訴訟の原告にアンケートを実施し、あらためて提出したのが「竹沢意見書」です。第一審では「辻内意見書」に対して被告側から反論があったため、今後「竹沢意見書」についても反論が出ることは想像できます。

■原告の意見陳述

これまで何度も、原告の方々の意見陳述を聞いてきましたが、年数が経つにつれて「やり場のない憤り」が強くなっているように感じています。

原発事故という大きな事故が起き、放射性物質が撒き散らされ、人が住めない地域があり、たくさんの人の暮らしをダメにした原子力発電所は全て廃炉にするものだと思っていました。海外でも、日本の原発事故の後、原発を廃炉にする国もあり、日本も変わらと思っていました。しかし何も変わらないこの現状に、日本という国に嫌気が差すほどです。子どもたちの明るい未来がなくなってしまうです。（意見陳述より）

一人暮らしをしている母に子どもの成長を見てもらうのが幸せだったこと。被曝を避けるため、子どもたちに外遊びをさせられずにいる中、子どもが外で転んでしまった時に感じた後悔。子どもを守るべき国が食品の放射性物質の基準値を上げ、この国は子どもを守ろうとしない国なのか、とひどく落ち込んだこと。そして、今現在、原子力の活用を積極的に求めているという事実。

語られること一つひとつを想像し、自分のことのように考えて聞いていると、その時々感情が伝わり胸をしめつけられます。あたりまえと思えることが何度も覆されることに対し、どう対処したらいいのか、考えてしまいます。

■最高裁判決を受けて

最高裁の判決が出たことで、『「国の責任はない」という判決が出たのだから、責任論について主張を続ける必要はないのでは」というのが国側の意見です。でも、全国で今もつづく原発訴訟の弁護団は、「先例がない」ということではなく「先例になるためにできること（最高裁判決を覆す方法）」を求めつづけています。北海道訴訟においても、被告の国と東京電力に対してこれまでと変わらなく主張や立証を積んでいく、というお話が弁護団からありました。また、前回から裁判官が変わり、引き継いだ裁判長から「まだすべての資料を読み終えることができていない。次回までには読み終え、裁判所から事前に質問状などを送らせていただきたい」というお話があったようです。

次回の期日は、2022 年 12 月 21 日（水）15 時からです。この時期には雪もあり、平日の夕方にかかる時間のため、なかなか傍聴に来るのが難しいかもしれませんが、今年最後の期日です。一人でも多くの方の傍聴があれば、と思っています。
傍聴人 金榮知子